

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	品川区
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	113-0-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000029600/hpg000029557.htm

執行機関名 品川区長

知事等(教育委員会)が行うその他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	幼稚園類似施設等就園補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年品川区条例第59号)別表第1 第9の項 幼稚園類似施設等就園補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第一条	品川区幼稚園類似施設等就園補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	【高等学校等就学支援金の支給に関する法律】 第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、所得の低い家庭で満3歳から小学校就学の始期に達するまでの児童(学校教育法第18条の規定により就学させる義務を猶予または免除された保護者の子を含む)を幼稚園類似施設または特別支援学校の幼稚部に通園させている保護者に対する幼稚園類似施設等就園補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定め、児童教育が経済的理由によって機会を逸せられることを防止し、もって児童教育の充実を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		品川区幼稚園類似施設等就園補助金交付要綱